平成２１年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目９番14―602号
債務者　大儀　豊子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１号
福岡県大牟田市上官町４丁目21番地２　エレガンスハイツⅡ207号
債務者　畑野　浩次
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６８号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅16棟13号
債務者　堤　　信人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６９号
福岡県大牟田市黄金町１丁目419番地１
債務者　岩下　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第７７号
福岡県大牟田市馬込町２丁目134番地
債務者　種村　光信
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８１号
福岡県大牟田市鳥塚町11番地９
債務者　岩本　謙二
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３１６号
長崎県長崎市かき道５丁目３番８―203号
債務者　岸川美智代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
長崎県長崎市岩川町14番15号　コンフォート岩川401号、旧住所埼玉県草加市谷塚町269番地10
債務者　東山　安里
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷913番地８
債務者　中山　裕二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字末広131番地５
債務者　田中　博実
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２５２号
長野県飯山市大字飯山297番地52
債務者　藤木　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
長野県上高井郡小布施町大字雁田992番地９12―Ｅ―14
債務者　佐々木三樹男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
長野県上高井郡小布施町大字雁田992番地９12―Ｅ―14
債務者　佐々木友子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目５番地62
債務者　庄司　良平
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目５番地62
債務者　庄司　直子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２２８号
兵庫県伊丹市森本５丁目158番地
債務者　平紙　雅美（旧姓壽）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６６号
兵庫県伊丹市大野３丁目77番地ウィングコート伊丹大野609号
債務者　平田　千明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部